

一般社団法人全国妊娠SOSネットワーク規約

第1条（名称）

本会は、「一般社団法人全国妊娠SOSネットワーク」（全妊ネット）と称する。

第2条（目的）

本会は、予期しないあるいは妊娠したことを他者に知られたくない等の危機的妊娠に関する相談窓口の質の向上と地域・全国の支援ネットワーク作りにより、0日・0か月の虐待死、虐待の重症化、遺棄児、妊婦健診未受診の飛び込み出産、長期施設養育等を防ぐことを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 危機的妊娠の相談に携わる者のスキルアップのための研修
2. 各種関係学会でのシンポジウム
3. 危機的妊娠に関する相談窓口等の周知・啓発活動
4. 危機的妊娠に関する政策提言

第4条（会員）

1. 本会は、危機的妊娠の相談に関わる機関・団体（団体会員）、個人（個人会員）をもって構成する。
2. 個人会員の資格は、医療・保健・福祉・教育の専門職とする。
3. 団体会員の資格は、危機的妊娠の相談に専門職により対応している機関・団体とする。
4. 会員は、危機的妊娠の相談対応の質の向上とネットワーク化に努めるとともに、許可なく全妊ネットの名称を用いた独自の研修や全妊ネットの出版物を用いた研修、出版の活動等を行ってはならない。

第5条（会費）

1. 個人会員の年会費は3,000円とする。
2. 団体会員の年会費は無料とする。

第6条（経費）

本会の運営に要する経費は、会費、業務委託費、助成金及び寄付をもってこれにあてる。

第7条（役員）

本会は、理事会の決議をもって次の役員を置く。

- 代表理事 1名
- 理事 若干名
- 監査 1名
- 顧問 2名

第8条（理事会）

会務の執行にあたり、代表理事は年に2回理事会を招集し、これを統括する。

第9条（監査）

監査は、監査の結果を理事会に報告する。

第10条（役員を選任と任期）

役員は理事会において選任され、任期を二年とし、再任を妨げない。

第11条（会計年度）

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第12条（事務局）

本会の事務局を東京都東久留米市東本町3-17-2Fとする。

第13条（設立年月日）

本会の設立年月日は、平成27年11月19日とする。

附則 この規約は平成31年2月20日から施行する。